

鹿児島労働局発表
令和7年4月17日

担 当	鹿児島労働局労働基準部健康安全課 課長 秋山 芳徳 課長補佐 神村 健一郎 (直通電話) 099-223-8279
--------	--

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します ～熱中症対策が強化されます～

「熱中症」は、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能が破綻するなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、重症になると死に至る場合もあります。

今年も暑熱な季節を迎えるため、鹿児島労働局では、5月から9月までの期間に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施（4月は準備期間）し、熱中症のリスクがあるすべての事業場を対象として、WBGT 値の把握及び低減対策、休憩場所の整備、暑熱順化への対応、通気性の良い服装の着用、水分及び塩分の補給、日常の健康管理、労働衛生教育の実施等職場における熱中症予防対策の徹底を呼びかけることとしています。

なお、昨年1年間の鹿児島県の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上
の死傷者は38人と一昨年より23人増加しており、業種別では建設業で7人、商業
で5人、製造業、運輸交通業、農林業で4人、その他では警備業で5人となっており、死亡災害も2件発生しています。

一方、全国では、昨年の死傷者は1,195人で、うち死亡者は30人でした。一昨年
と比べ、死傷者は89人増加し、死亡者は1人減少しています。業種別の死傷者数で
は、製造業が227人と最も多く、次いで建設業の216人、運送業の186人の順でし
た。死亡者数は、建設業の8人が最も多く、次いで製造業、運送業が6人となっ
ています。（※全国の数値は、令和7年1月7日時点の速報値）

また、職場における熱中症対策を強化するため、令和7年6月1日から改正労働
安全衛生規則が施行されます。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に
見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を
防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者
に義務付けられます。鹿児島労働局では、「STOP! 熱中症 クールワーク
キャンペーン」の実施に加え、改正労働安全衛生規則の円滑な施行に向けて、
関係団体等への要請、説明会の開催など広く周知することとしています。

【添付資料】

資料 1 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（鹿児島県内）
（平成 27 年～令和 6 年）

資料 2 リーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

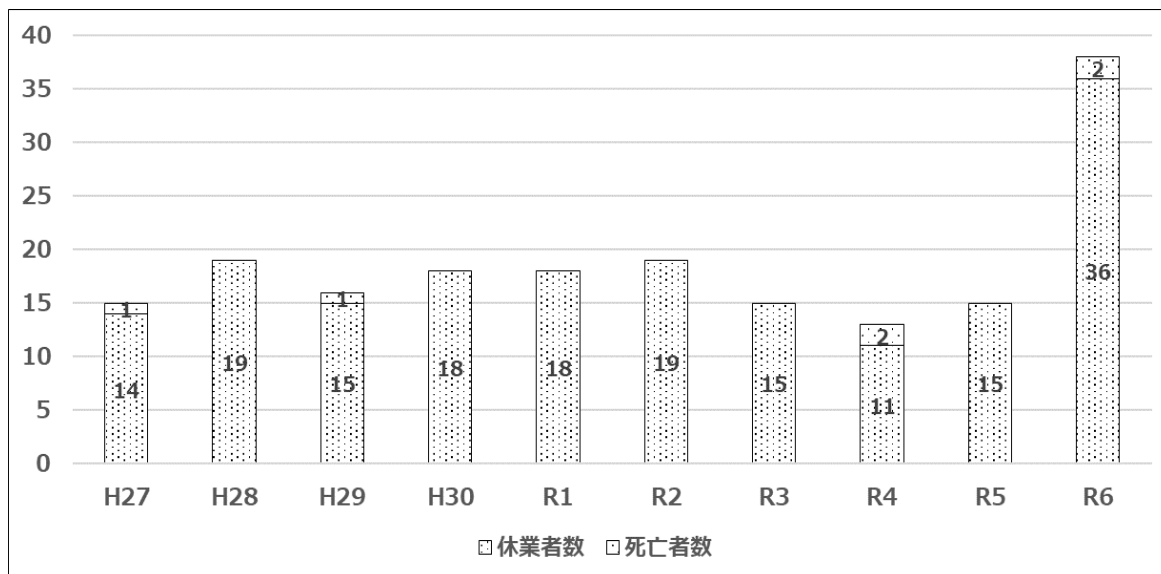
資料 3 リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」

職場における熱中症による死傷災害の発生状況（鹿児島県内）

（平成 27 年～令和 6 年）

① 職場における熱中症による死傷者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
休業者数	14	19	15	18	18	19	15	11	15	36
死亡者数	1		1					2		2
計	15	19	16	18	18	19	15	13	15	38

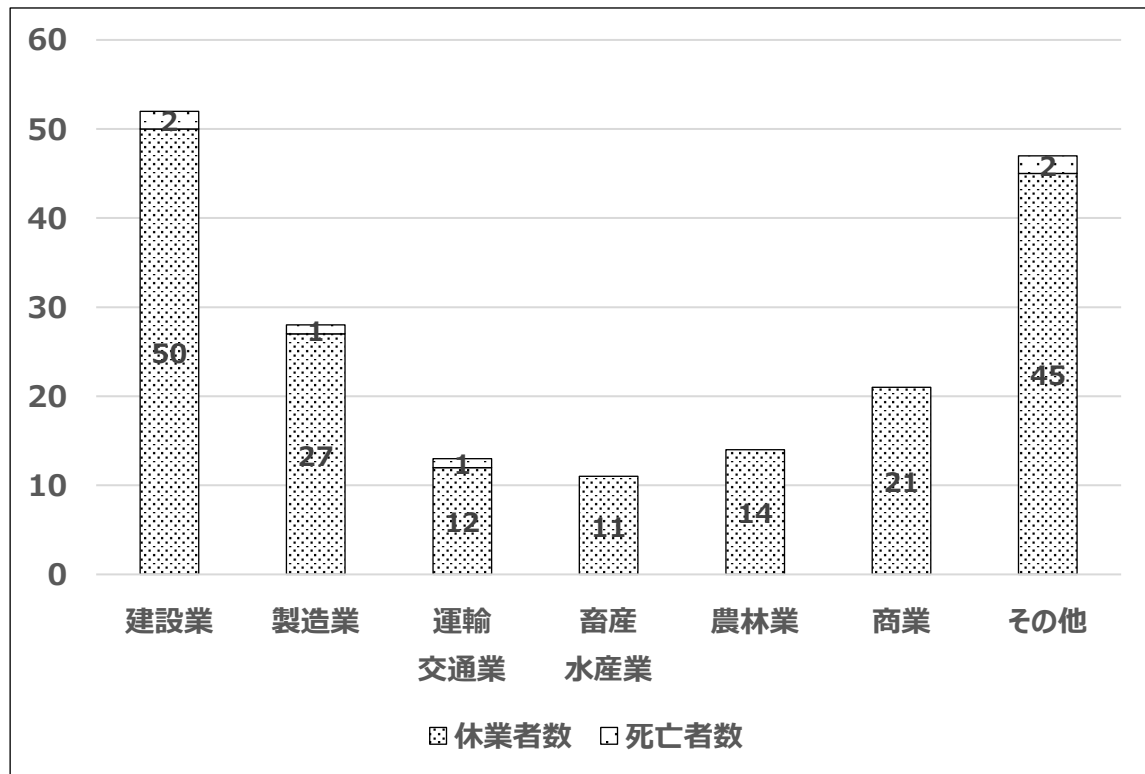


② 業種別死傷者数

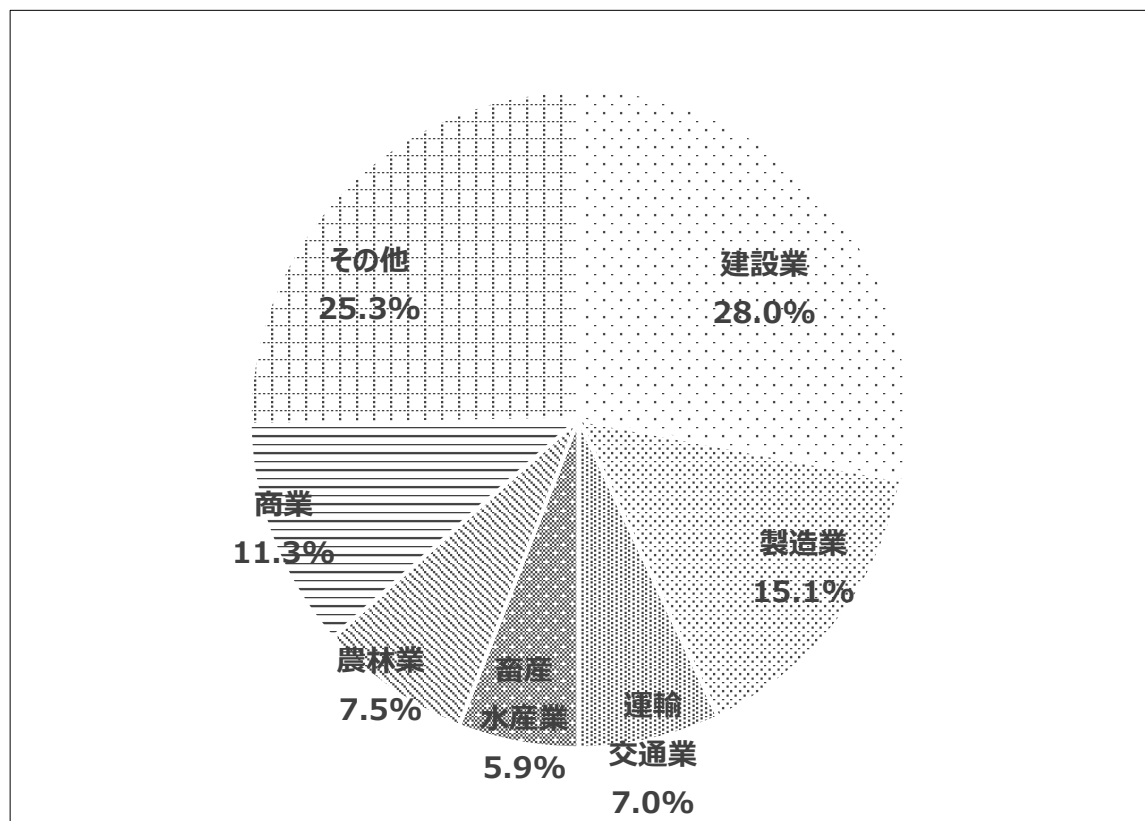
	建設業	製造業	運輸 交通業	畜産 水産業	農林業	商業	その他	計
H27	7	2 (1)	2		2	1	1	15 (1)
H28	4	2	1			3	9	19
H29	6 (1)	1	2	3	3		1	16 (1)
H30	5	3	1		2	2	5	18
R1	6	3		1	1	3	4	18
R2	5	7	1	1	1	2	2	19
R3	6	2		1		1	5	15
R4	3 (1)	1	2 (1)	2		1	4	13 (2)
R5	3	3		1	1	3	4	15
R6	7	4	4	2	4	5	12 (2)	38 (2)
計	52 (2)	28 (1)	13 (1)	11	14	21	47 (2)	186 (6)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

熱中症による業種別死傷者数



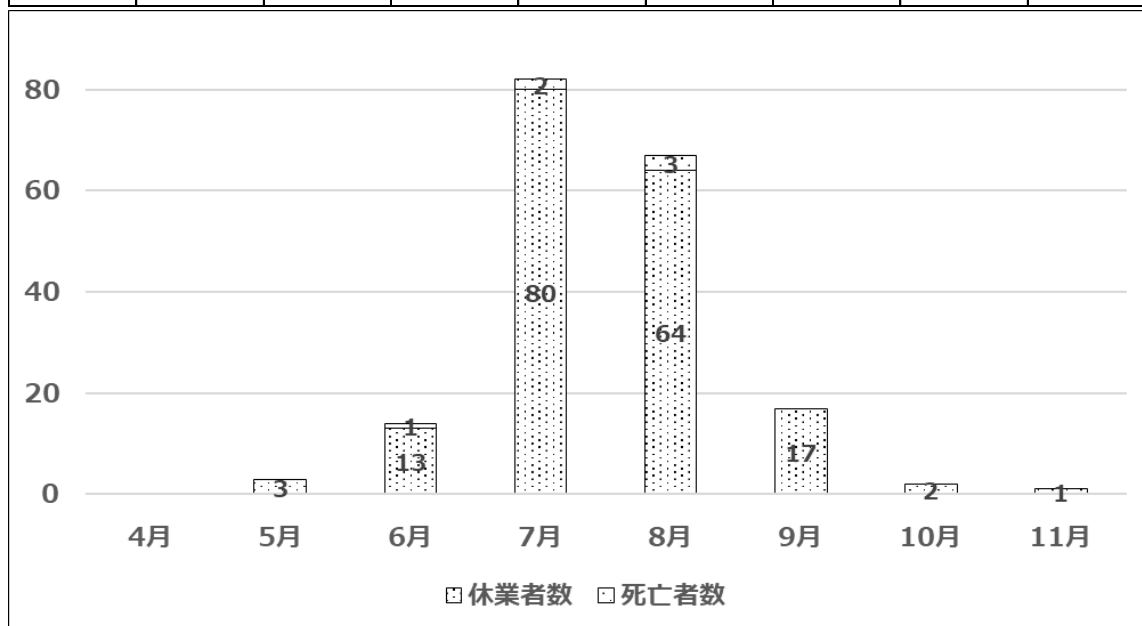
熱中症による業種別死傷者数の割合



③ 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況

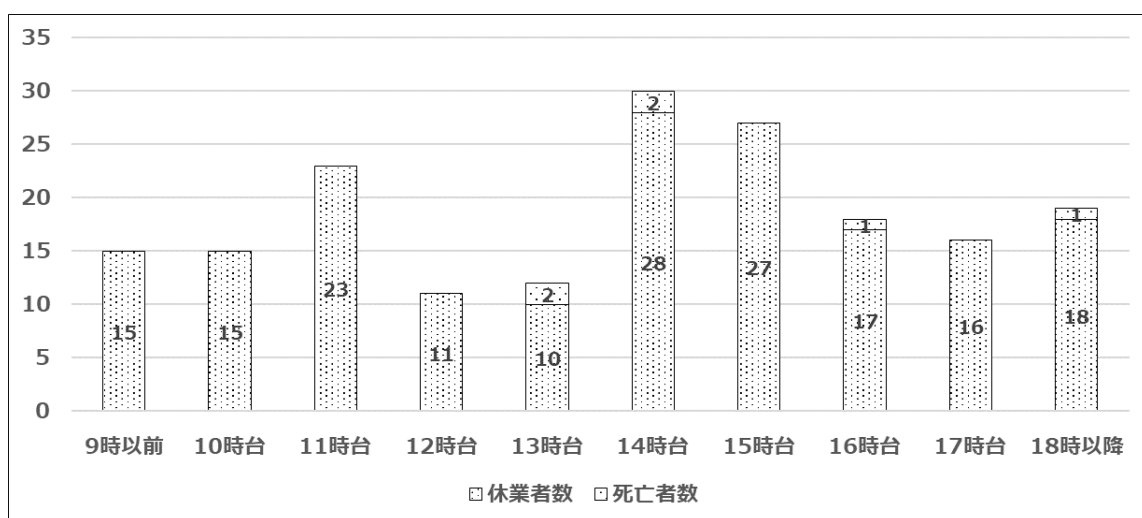
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
休業者数		3	13	80	64	17	2	1
死亡者数			1	2	3			
計	0	3	14	82	67	17	2	1



(2) 時間帯別発生状況

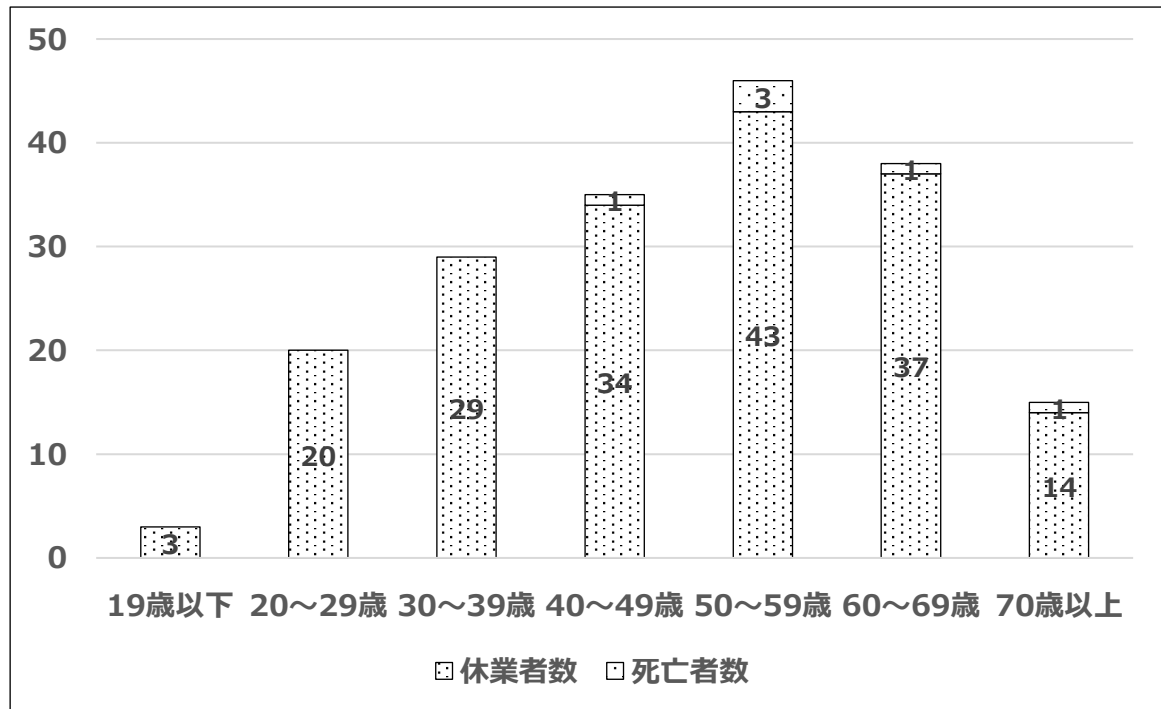
	9時以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降
休業者数	15	15	23	11	10	28	27	17	16	18
死亡者数					2	2		1		1
計	15	15	23	11	12	30	27	18	16	19

※9時以前は0時台から9時台まで、18時以降は18時台から23時台までを指す。



④ 年齢階層別発生状況

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
休業者数	3	20	29	34	43	37	14
死亡者数				1	3	1	1
計	3	20	29	35	46	38	15



⑤ 熱中症による死亡災害の事例

年月	業種	年代	事案の概要
平成27年 7月	食料品 製造業	50歳代	工場内で12時まで飼料の製造作業を行い、休憩後引き続き同作業を行っていたところ、14時20分頃意識障害を発症し、6日後に死亡した。なお、工場内の温度は約38度であった。
平成29年 8月	土木 工事業	50歳代	道路脇の草刈り作業中、16時20分頃、被災者が酷く疲れた様子であったため休憩するよう指示したが、その後近隣建物の駐車スペースにおいて意識不明の状態で見送された。病院に搬送されたものの3日後に死亡した。
令和4年 6月	土木 工事業	60歳代	個人住宅の外構工事において、コンクリートの打設作業、片付け作業を行っていた被災者が、体調がすぐれず休憩をとっていたところ、倒れているところを発見され、救急搬送されたが熱中症による死亡が確認された。
令和4年 8月	道路貨物 運送業	50歳代	野菜の洗浄作業を行っていたところ、熱中症とみられる体調不良により病院に搬送されたが、同日死亡。発生時の気温は29度～30度。湿度も高い状況であった。
令和6年 7月	その他の 事業	40歳代	廃棄物処理施設新設現場にて、被災者は午後2時頃から施設内で性能試験を行うためのサンプリング作業を開始し、午後4時40分からは不織布の保護衣、防じんマスクを着用して、約1時間かけてごみのサンプリング作業を終えたところ、体調が悪化し、ろれつが回らなくなったため救急車で病院へ搬送された。同日午後9時13分、搬送先の病院で熱中症により死亡した。
令和6年 8月	その他の 事業	70歳代	被災者は午後1時頃から気温約40度の屋外で原付講習の補助業務に従事していた。30分後に休憩時間となり、休憩を取るため徒歩で事務所に移動していたところふらついたため、近くにいた職員が支えたが、意識が朦朧としていたことから、救急車を要請し病院に搬送した。病院で加療していたが、2日後に死亡した。



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

—— キャンペーン期間 ——

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

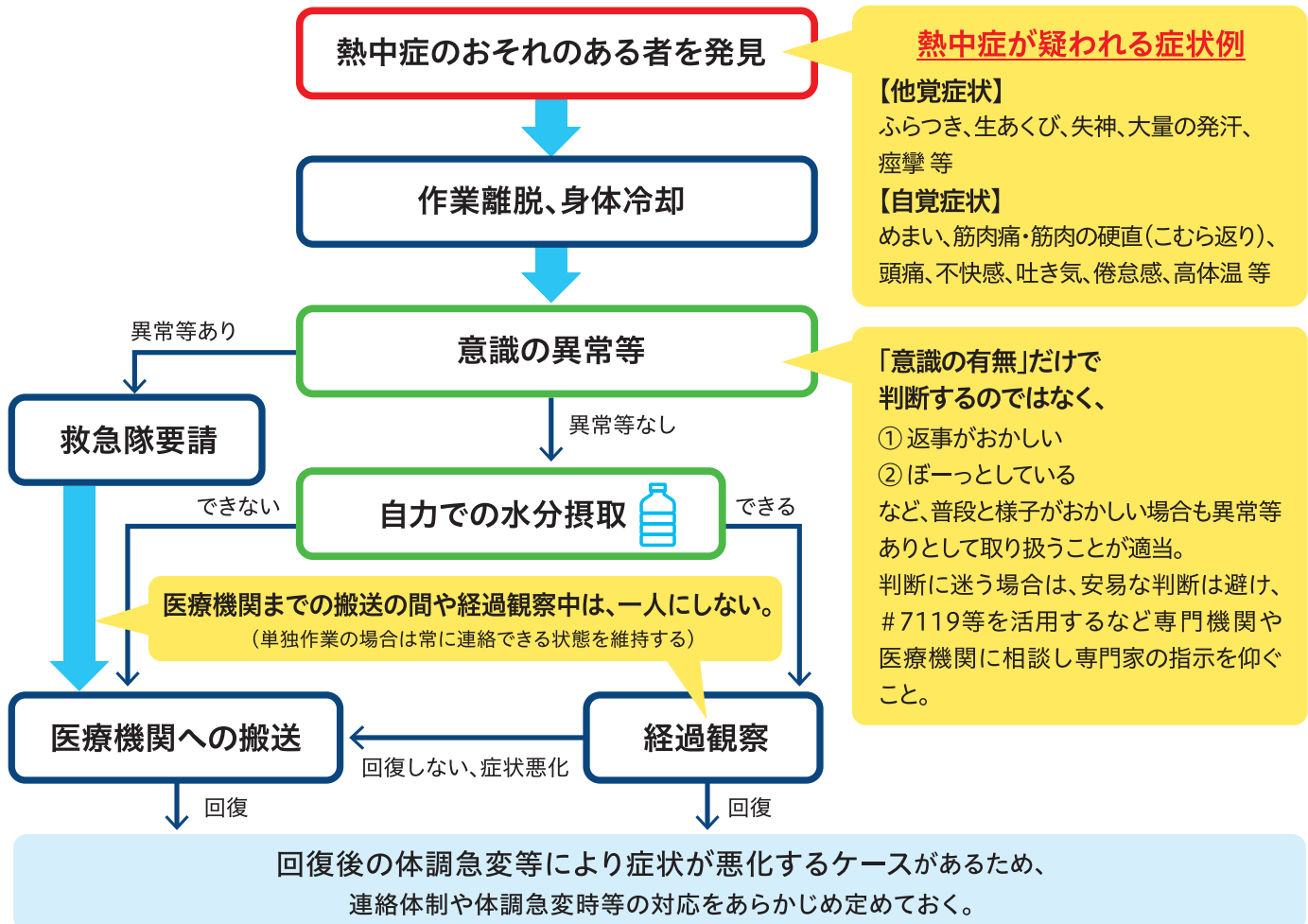
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

